

(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1) 工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
	意見等は、ありません。	

(2) 土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
景観	茂庭地区は、茂庭地区景観住民協定の区域である。 示された事業実施想定区域は、本協定区域外ではあるが、茂庭地区内の国道399号沿いや摺上川ダム付近からの眺望等について、複数個所を視点場として抽出し、フォトモンタージュ等(景観シミュレーション)を活用して、眺望等に影響がないか調査すること。なお、眺望等に影響ある場合には環境保全措置を実施すること。	都市計画課

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
水環境	<p>福島市では、「福島市水道水源保護条例」を策定し、摺上川ダムの福島市内の集水域を「水道水源保護地域」として護ってきた。</p> <p>摺上川ダムの水は、福島地方水道用水供給企業団（一部事務組合）のすりかみ浄水場で浄水され、福島市を含む3市3町（二本松市・伊達市・桑折町・国見町・川俣町）、約40万人の住民に供給しており、福島市においては、市民約28万人の99%に供給している。</p> <p>これらのことの重大さを認識し、摺上川上流の集水域において健全な水循環の阻害や、良質な水質の悪化を招くことが無いよう、十分な調査を実施し、必要な環境保全措置を講じること。</p> <p>さらに、工事中または供用中の油類・農薬を始め薬品等の河川への流出・地下浸透を含む水質事故に対しては、万全の備えをし、事故時には、速やかに当市への報告と対策を行うこと。</p>	環境課
	<p>風力発電機設置候補地に近い叶堂川は、現地へのアクセスが困難であることを理由に、対象事業実施区域における他の集水域とは異なり、水環境の水質調査地点に選定されていない。</p> <p>叶堂川の下流域（福島県側）は、摺上川ダムの福島市内の集水域として「福島市水道水源保護条例」による「水道水源保護地域」に位置することから、叶堂川の集水域を明確とするほか、現地までのアクセスへの安全を確保した上で、叶堂川における水質調査地点を追加すること。</p>	水道局 営業企画課
動物・生態系	<p>事業の実施に伴う動物・植物の保護・移植などの環境保全措置の実施後は、定期的に生息状況を確認し、極端な個体数の減少や絶滅などに至らないよう配慮し、必要に応じて追加の措置を惜しまず、種と生態系を保全すること。</p>	環境課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	提出課
総括的事項	<p>事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p>	関係各課共通
	<p>事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者の希望に応じて、積極的な情報提供と説明を充分に行い、合意形成を図ること。</p>	